

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和5年9月1日(金)午後1時55分から午後4時35分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原委員、清本委員、清委員、池田委員 欠席者：山口委員 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：デジタル推進課デジタル企画係長、デジタル推進課デジタル推進係主任、交通企画・モノレール推進課長、交通企画・モノレール推進課交通企画・モノレール推進係長、教育指導課指導・教育センター担当課長、教育指導課指導係長、教育指導課指導係主事
報 告 事 項	令和5年度における行政評価の実施について
議 題	1 副委員長の互選について 2 事務事業の外部評価について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 副委員長の互選について 委員の互選により、栗原委員を副委員長に選任した。 議題2 事務事業の外部評価について 「No.1 DX推進事業」、「No.14 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業」及び「No.17 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業」について、外部評価を実施した。 議題3 その他 特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和5年度における行政評価の実施について 令和5年度における行政評価の実施について、会議資料に基づき事務局から説明した。 【質疑・意見等】 ○ 国における行政評価制度は、行政改革の一環で開始されたものであり、その後、地方自治体においても無駄な事業を削減するという観点で導入されたものと承知している。 行政においては、民間企業のように採算性や効率性を考慮して無駄な事業を排除するということが困難であり、財源が税金である以上、一旦制度化されてしまうと廃止できないまま運用されるということが、当時の海外において問題視されていた。 そこで、効率化を進めるべく行政評価制度が導入されることとなったが、行政機関による内部評価でなく、学識経験者や市民を中心とした外部による評価を重視し、外部評価の仕組みが構築された経過がある。 そのため、市民の視点でもって事務事業の有効性や効率性を判断

して評価を進めることが重要である。

本市における行政評価の実施に当たっては、総合計画で体系化した施策を計画的に実施するために策定される実施計画に登載された全ての事務事業を評価の対象としている。本年度は全166件のうち、外部の意見を取り入れることが望ましいと思われる事務事業として行政評価会議が選定した18件について、外部評価を実施するということである。

外部評価を実施するに当たり、直接的な意見を言える委員会の役割は大きく、率直な意見を述べて有意義なものとなるようにしたい。

- 他に質疑等はあるか。
- 特になし。

議題1 副委員長の互選について

委員の互選により、栗原委員を副委員長に選任することとした。

議題2 事務事業の外部評価について

■ 議題2「事務事業の外部評価について」説明する。

会議次第の4ページを御覧いただきたい。

当委員会では、行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、外部評価を行うこととしている。

審議の流れは昨年度とおおむね同様となるが、最初に所管課から事務事業の概要や課題等について説明し、その後、所管課による内部評価の結果を踏まえて、委員の皆様から当委員会による外部評価として意見をいただくという流れである。

また、評価していただく内容については、所管課による内部評価を踏まえて、会議次第の4ページ及び5ページに記載した外部評価調書によって行っていただきたいと考えている。

評価の手順については、まず、「視点別の評価」として事務事業の実施状況や実績などを「妥当性」、「有効性」、「効率性」の三つの視点で評価していただき、その結果を踏まえながら、今後の方向性を含め、総合的に評価を行ってもらいたいと考えている。

続いて、会議次第の6ページを御覧いただきたい。

本日は、資料『令和5年度行政評価 外部評価の対象事務事業』の1ページのデジタル推進課が所管する「DX推進事業」、15ページの交通企画・モノレール推進課が所管する「「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業」及び18ページの教育指導課が所管する「市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業」の3件について、審議をお願いする。

なお、審議時間については、1件当たり35分程度としたいと考えているので、御協力をお願いする。

説明については、以上である。

【質疑・意見等】

- 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No. 1 D X 推進事業

D X 推進事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 国がオンライン化を推進する 27 件の手続にはどのようなものがあるのか。
- 子育て及び介護に係る申請・届出手続が大半を占めており、それ以外は被災者支援関係で罹災証明書の発行などがある。
来庁して行政手続を行うことが負担又は困難だと想定されるため、子育て家庭や高齢者の支援の観点から本市でもオンライン化したところである。
- どの程度利用されているのか。
- ほとんど利用がない状況であり、周知不足と思われる。
- この 27 件は本市の行政手続全体のうち何%を占めるのか。
- 令和 5 年度における本市の行政手続の総数は 913 件のため、全体の 3% 程度である。
- 913 件について、オンライン化の目標件数はあるのか。
- 「武蔵村山市第五次長期総合計画」では、令和 7 年度末までに 50 件とすることを目標としているが、先ほどの 27 件を含めて、令和 5 年 8 月末現在で 175 件、全体の 19.2% をオンライン化しており、既に達成している。
- 申請件数が多いものからオンライン化しているのか。
- 職員がオンライン化に係る事務に慣れておらず、申請件数が少ないものから着手している部署もある。また、住民票などの証明書発行の手続は、申請件数が多いもののオンライン化はしておらず、コンビニ交付の利用を促している。
- オンライン化とコンビニ交付は別物なのか。
- 別物として区別している。市民サービスの観点からは、申請者がコンビニまで出向く必要があるコンビニ交付より、自宅や会社でも交付を受けられるオンライン化の方が、より利便性が高いと考えている。
- 住民票などの証明書は受け取ることを考慮するとコンビニ交付でもよいが、申請のみの手続はオンライン化した方がよい。
- 市民の利便性がどの程度向上したかについては、単に全体のオンライン化の件数だけで測ることは難しく、ニーズの高いものがどの程度オンライン化しているかが分かるとより評価がしやすいと思われる。

- 一例として、粗大ごみの収集申込手続も申請件数が多く市民のニーズが高いものであったため、令和5年4月からオンライン化している。
- 市民からの評価や反応はどうだったのか。
- 詳細は把握していないが、ごみ対策課からは「オンライン化されて良かった」との市民の声があったと聞いている。
- 申込手続をオンライン化しても粗大ごみの対象や料金がわからないときは問い合わせる必要がある。オンライン化に対する市民のニーズや評価を把握し、所管課と連携して改善する仕組みはあるのか。
- 現在のところ、オンライン化した個別の手続に係る市民のニーズ等については当課で一元的に把握しておらず、所管課で個別に対応している。
- 書面や押印の必要があり直接窓口に出向かなければならないものは、オンライン化を進めるとともに簡略化してほしい。
- 国においても、書面や押印、対面規制の見直しに関する取組を推進しているため、今後推進していきたい。
- 指定収集袋は取り扱う店舗が多いものの、粗大ごみ処理券は販売店舗が限られ、購入する手間がかかる。申請だけが簡略化されるのではなく、業務を総合的に見て利便性が向上することが望ましい。
- 御指摘のとおり、業務フローのうち最初の申請手続のみのオンライン化に留まっているものもあるので、更なる業務改善や市民サービスの質の向上につなげていきたい。
- スーパーマーケットのレジなどは電子化が進んでいるが、不慣れな人にとっては自分で対処できずに疎外感を感じることもある。
- デジタルデバインド対策は、文化振興課の公民館講座や高齢福祉課の高齢者支援施策の一環としてスマートフォンの操作等について相談の機会を設けている。また、オンラインでの申請が困難な市民が市役所に来庁した際にも簡易に手続ができる「書かない窓口」の導入の検討している。
- 行政手続のデジタル化により利便性が向上する一方、スマートフォンなどの機器に慣れていない高齢者等は不安を抱えている。そのような市民からの要望や意見にも耳を傾けてほしい。
- 今後、実際の業務を行う所管課と当課との連絡調整役を担う「デジタル推進員」を各課に1名以上配置することを検討している。デジタル推進員には、各課における行政手続のデジタル化に関する課題の抽出や申請手続のオンライン化の拡充を主導してもらいながら、連携して市民サービスの向上に努めたい。
- デジタル関連の機器やシステムの導入による効果はあったのか。
- ペーパーレス会議システムの導入による効果としては、印刷する紙の削減や誤植による資料の差し替えに要する時間の短縮など事務の効率化につながっている。
- その時間数や紙の費用が数値で分かれば評価がしやすいと思われる。
- 事業費の内訳にはシステムの導入費用が含まれているのか。

- 含まれていない。既存のサービス利用に係る費用のみを計上している。主なものとして毎年度発生する費用があり、Web会議用端末の使用に係るインターネット通信料、電子申請サービスの利用に係る委託料、職員のDXマインドセットに係る研修委託料などがある。それ以外の費用としては、令和3年度はペーパーレス会議システム導入委託料に約2千万円、AI-OCR及びRPAの導入委託料に約880万円、令和4年度はテレワーク用端末購入費に約1千万円を支出した。また、令和5年度予算にはデジタル化推進アドバイザー委託料に約840万円を計上している。
- テレワークなどのシステム導入や業務のデジタル化の枠組みが構築されても、利用する職員の意識が改革されなければ、実際の利用に結び付かない懸念もあるため、利用率の向上につながるような取組を実施してほしい。
- 民間企業でもDXの浸透は課題であるが、何をもってDXが浸透しているかと判断するのか。
- 明確な指標はないため難しいが、業務の効率化だけでなく市民サービスの質の向上につなげることが目標である。また、職員への研修についても市民目線を重視したものを取り入れたいと考えている。
- オンライン化を進めても、対面を求める市民も一定程度いると想定する。
- オンライン化により業務を効率化し、余裕ができた分高齢者等のデジタルデバインド対策に注力するという考え方もある。
- 参考として、教育総務課では昨年度全ての手続について電子申請を可能としたところであるが、対象となる数十件程度のうち約半数が電子申請を利用していたため、同年代であれば同程度の利用が見込まれると考える。一方オンライン申請を利用せず窓口申請に来た一部の保護者からは「電子申請に慣れていない」、「きちんと手続されたか心配だ」という声が多かった。
- オンライン化の効果検証には、利用率の上昇や事務処理時間の削減等の実績を把握し、どの程度効率化が図られたかなどを、デジタルトランスフォーメーション推進本部が中心となって分析し、個別の取組にいかすことが肝要である。
そのため、利用者からシステムやサービスの利用に関する意見、評価等を収集し、実際の業務を主導する所管課とデジタル推進課が連携を取れる体制を構築することが望ましい。
- 市民の利便性が向上するようデジタル技術を活用した機器やシステムの導入により機能面を充実させるとともに、高齢者など情報通信技術を十分に活用することが不得手と思われる市民への配慮として、接遇をより重視する必要がある。市民の誰もがDXの恩恵を受けられるようデジタルデバインドの解消に取り組み、市民サービスの質の向上に努めてほしい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、行政手続のオンライン化や行政事務のペーパーレス化などデジタル技術を活用して市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るものであり、その意義が認められ

ることから、今後も継続することが適当である。

他方、本事業の実績把握及び効果検証が不十分であることや、市民サービスの質の向上の観点からは、機能面の充実だけでなくデジタルデバイドの解消を図ることが課題となっている。

よって、今後は、市民の評価やニーズを的確に把握するための体制を構築するとともに、DX推進本部において事業全体の効果を分析し、その結果を個別の取組に反映させるなど、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい。

No. 1 4 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業

「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 「モノレールを呼ぼう！市民の会」の主な活動内容はどのようなものか。
- 会員数の増強活動、モノレール市内延伸に係る情報提供、国や東京都への延伸要望活動などである。
- 要望活動はしているのか。
- 市民の長年の悲願である多摩都市モノレール延伸（上北台～箱根ヶ崎）計画については、令和4年10月に都市計画素案説明会が開催されたところであるため、今後は国や東京都への要望活動は行わない。東京都からは引き続きモノレール需要の創出に向けた沿線まちづくりに取り組むよう求められているため、市民の会はそれを念頭において活動することとなる。
- モノレール市内延伸に向けて、新青梅街道の拡幅整備も進んでおり、市民の期待はより高まっている。
- 新青梅街道の拡幅事業はどの程度進捗しているのか。
- 素案説明会で東京都から約4割弱との回答があった。
- 市民の会は設立10周年を迎えているが、名称は変更しないのか。
- 現状では、名称を変更するという話は聞いていない。
- 繰越金が多く健全な運営とは言えない。補助額を更に削減するのか。
- 補助上限額を超える繰越金が発生しているため、今後も補助上限額の見直しを検討する。市民の会には予算の範囲内での活動を目指してもらいたい。
- 今後、沿線まちづくりに向けて市民の会の活動内容が大きく変更すれば、それに伴いコストも増えると思われる。
- 今後の活動内容としてどんなものを想定しているのか。
- コロナ禍以前には、武蔵村山の未来を語る100人会議を開催し、延伸後のまちづくりに関する市民の意見や要望等を取りまとめ東京都へ提言していた。

市民の会の令和5年度の事業計画としては、将来モノレールを利用する子どもたちを対象とした参加型イベントの開催、絵画や作文

の募集、先進市の市民の取組に関する意見交換会や講演会の開催等が盛り込まれている。

- モノレールの延伸計画が公表され、市民の会の役割が次の段階にシフトしていく。現在の名称から今後の活動を想定するのは難しいが、市民の機運を高める活動が主となり、そのための取組としてイベントなどを開催するのであれば費用が掛かる。よって、今後の方針は成果が「向上」、コストが「増加」となると思料する。
- 現在の名称では市民に対して活動内容が伝わりにくい。既にモノレールの市内延伸が具体化しており、公金として補助金を交付する以上は目的や活動内容もそれに適したものが望ましく、「モノレールを呼ぼう！」というのには市民に誤解を与えかねない。
- 市民の会や補助事業の名称は変更できないのか。
- 市民の会の名称の変更は役員会で検討する必要があるため、市の一存では変更できない。補助事業の名称は補助金の交付団体を明示しているため変更は難しい。
- モノレール新駅周辺や沿線の開発については、他の沿線まちづくりを検討する団体との役割分担を明確にするとともに、イベント等の対象を子ども中心にするなど市民レベルでの需要の創出に向けて有効な取組を実施してほしい。
- 沿線まちづくりについては、所管課においても沿線まちづくり方針や計画の策定、用途地域の変更を行うこととしている。
- モノレール延伸計画が具体化されてきたものの、実現はまだ先のことであり子どもたちが具体的に想像できるかは疑問である。
- まちづくり学習の一環として、市立第二小学校ではモノレール開通前と開通後の変化を考えてもらうため、立川駅やららぼーと立飛の周辺を見学する授業を取り入れている。
市民の会では、モノレールに馴染みのない子どもたちに対して、実際にモノレールに乗車してもらう体験イベントの実施を考えており、それにより市民の機運を高めていこうとしている。
- 市民の会は、沿線まちづくりや沿線開発における利害関係がない立場でモノレール延伸後の市民生活の在り方を考えていく役割を担っており、これからも市民の機運の向上を図る活動を継続するために補助が必要であるという理解でよいか。
- そのとおりである。
- これまでの話をまとめると、本事業は、多摩都市モノレールの市内延伸の早期実現に向けたPR活動等を行う「モノレールを呼ぼう！市民の会」に対し、必要な経費の一部を補助するものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。
しかしながら、モノレールの延伸が着実に前進している状況を踏まえれば、本事業についても現状に見合った活動を対象とした補助とする必要があると思料する。
また、補助上限額を上回る繰越金が発生していることから、補助額の見直しについても併せて検討することを求めたい。

No. 17 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業

市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 補助額が低額であるにもかかわらず、補助金の交付に当たり、学校側は事業計画や収支の決算報告をしなければならず、市側はその内容を確認する必要があるため、双方の事務負担が過大となっている。
- 交付申請や実績報告によらず、年度ごとに各学校に予算を配当し、使途を制限せずに自由に利用できるようにした方が使い勝手が良いのではないか。
- 公費として補助する以上、規定に基づき交付申請から実績報告までを行う必要があり、手続を省略することはできない。
- 行政手続のデジタル化の一環として、申請のオンライン化や補助金の申請書フォーマットの簡略化を行ってみたいかどうか。
- 領収書の添付など簡略化できない部分はあるものの、申請書フォーマットの簡略化等は検討の余地がある。また、今後の方針として窓口の一元化も検討している。
- 事前に補助金の使途を確認するのか。
- 補助金の申請に当たり、各学校から事業計画等を提出してもらい、補助金の使途を確認している。また、金額や使途などについて計画と差異が生じた場合は変更申請が必要である。
- 補助金の予算内で自由に利用できるのか。
- 予算内でも品目ごとに取り決めがあり、自由に利用できるというわけではない。
- 補助金の交付による効果は測定できるのか。
- 実績報告書には補助金の活用による効果検証の記載を義務付けているが、定量的な効果測定は困難である。
- 教育委員会においては補助金の制約が厳しいのか。
- 市で定める補助制度は、事業ごとに要綱を制定して運用しているが、「武蔵村山市補助金等交付規則」が根幹となっているため、どの補助金であっても交付に係る一連の流れは同様であり、教育委員会のみ制約が厳しいということはない。
- 学校で注文する数千円の消耗品に対しても、契約などの事務が煩雑で民間企業と比較すると効率性にかなりの差があるように感じる。
- 物品の購入に係る手続も同様で、あらかじめ特定の物品単価を決めて指定業者と年間契約を締結する場合を除き、都度、業者との契約、見積もり依頼・発注、支払など定められた手続が必要である。
- 現行制度では各校に対して一律の補助額で交付されているが、補助額が高い方が使い勝手が良いと思料する。

例えば市立学校全14校のうち、各学校の企画内容を審査して優先順位を決め、年度ごとに数校に補助金を交付するなどの運用は可能なのか。

- 本補助金以外にも多種多様な補助金があるため、優先順位を決めて年度によって補助対象とする学校や金額を変更するという運用は可能と考える。
- 補助事業の制度そのものを簡素化することは難しいため、所管課の評価のとおり、類似の補助金と整理統合の方が業務の効率化につながると思料する。
- 類似の補助金はどの程度あるのか。
- 「教育課題研究指定校補助金」の補助対象として「特色ある学校づくりの推進」、「まちづくり教育の推進」及び第三中学校区の小・中学校（第三小学校、雷塚小学校及び第三中学校）への「ゼロカーボン教育の推進」に係る補助が挙げられる。このうち、「特色ある学校づくりの推進」に係る補助に統合し、用途によって金額に上限を設けることなどを検討している。
- 健全育成を目的とする本補助金以外にもテーマごとの類似の補助金がある。「健全育成」という目的は堅持した方がよいのか、他の補助金と同様に明確なテーマを掲げた方がよいのか判断が難しい。
- 健全育成として求めるものは何か。
- 学校が考える健全育成の取組は、学校の環境整備や児童生徒の学力向上に関するものなど、広範かつ多岐に渡るため限定するのは困難である。
- そこを明確にしないと目的が曖昧になってしまい、評価指標の設定も困難になる。健全育成という定義が曖昧で分かりづらく、本補助金が標準教科課程の学習に対するものか、それ以外の学習に対するものかによって考え方が異なる。
- 校内や家庭、地域等の枠組みに捉われず幅広く学校の特色をいかして取組を実施している。
- 本補助金の廃止による影響は大きいのか。
- 毎年度、健全育成事業として取組を計画して実施している学校がある。中学校では、フェスティバルの開催に伴う講師謝礼や消耗品費充当しており、影響は大きい。
- 本補助金は廃止して、類似する補助金との整理統合を図ることによっても、本補助金の趣旨である健全育成は可能なのではないか。
- 可能であると思われる。
- 本補助金の統廃合によるメリットとデメリットはあるのか。
- 申請者側も審査側も事務負担が軽減されるため、メリットがあると思われる。

